

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

■意見募集期間：令和5年5月23日～同年6月21日

■意見提出件数：2件

意見 No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正
1	個人	<p>今回の改正により、限られた周波数（放送大学跡地）において、より多くの自治体が臨時災害FM局を運用することができるようになるため、是非実現していただきたいと考えております。</p> <p>臨時災害FM局としては、ステレオ放送や音質にこだわる必要はなく、必要な情報を区民の方に届けることができればよいので、モノホニック放送として運用することに問題はないと考えます。また、先に公表された実証実験の結果をふまえれば、新たな混信保護比の設定値は許容可能な範囲の緩和であるといえます。</p> <p>限られた周波数を複数の無線局が共用せざるを得ない中、臨時災害FM局を活用していくためには、今回の法改正はなくてはならないものと考えております。災害時の重要な情報発信手段であるので、今回の改正に賛成いたします。</p>	本案への賛同意見として承ります。	無
2	個人	<p>「根拠法令条項」について「電波法第7条」とされているが、「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」（平成18年3月20日総務省行政管理局長）においては、命令等が命令以外である場合には行政手続法上の根拠条文も明示することとされているところ、その明示がないので、同通知の定めに対する不適切な公示ではないか。このように不適切な項目を含んで公示された場合、行政手続法の定めに基づく意見募集手続を行ったことにはならず、改めて意見募集手続を実施する必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえて根拠法令条項の修正を行いました。</p> <p>なお、本件の改正対象が審査基準であることは意見募集の件名、改正対象の「電波法関係審査基準」が無線局免許の審査の基準を定める訓令である事実等から明らかであり、その根拠法令に行政手続法第5条第1項（行政庁は、審査基準を定めるものとする。）が含まれることは自明であること、意見募集対象の訓令案の改正内容に変更をもたらさない修正であることから、再度の意見公募は実施しないこととしました。</p>	無

※提出された御意見のうち、訓令案に関係がないことから提出意見として扱わなかったものがあります（1件）。